

みらいの県土研究会（富士地域部会）

議 事 要 旨

日 時：令和6年12月16日(月) 14:00～16:00

場 所：富士総合庁舎 2階 201 会議室

出席者：別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき技術調査課から説明を行った。

発言者からの主な意見は以下の通り。

【情報共有】

- 1 静岡県における建設発生土リサイクルへの取組
- 2 建設発生土の適正処理に向けて
- 3 関係団体、各事業者の業務紹介

○富士県建設業協会

- ・有効活用したいがする場所がない。ストックするにも盛土規制法の影響で少量しか置けないので、最初から最終処分場に持っていく。
- ・公共工事では、予め改良土を使用などの有効利用を前提とした発注方式を考えていただきたい。

○砕石業協同組合

- ・採石場は、郊外に多く位置し、重機等の設備と広大な敷地を有していることから、土質改良プラント、処分場、ストックヤードの何れにも活用できるポテンシャルを持っている。
- ・砕石の種別による需要の差が大きく、出荷のバランスが悪いため、大量の余剰品も生まれてしまう。

○三和興産

- ・建設発生土の受入れは、富士市と隣接する市から行っているが、リサイクルができれば協力したい。

○石井・ダイエー特定共同企業体

- ・改良すれば受け入れはするが、河川の浚渫土砂は受け入れしていない。
- ・受入れ時に発注者、受注者と当社の3者で受入れ条件や受入れ費用で揉めることがある。

4 県機関・市町の主要事業の紹介

○富士土木事務所

- ・ 都計道の本市場大渕線の香西新田工区では盛土が必要、勢子辻バイパスの道路築造工事では建設発生土が多く出る。
- ・ 小潤井川、江尾江川の河川断面拡幅工事では、掘削と併せて築堤盛土を進める。また、潤井川等の河道掘削工事では、堆積土砂の撤去を毎年実施しており、発生土が多く出ているため、処分について色々考えている。
- ・ 盛土が必要な工事については、田子の浦港管理事務所の浚渫土砂や富士砂防事務所の砂防工事等でも多くの土砂が出るので有効利用したい。
- ・ 発生土については、国交省が富士吉原海岸の養浜工事に毎年約 40,000m³の土を利用してのことから、有効利用出来ないかを試行していく。

○田子の浦港管理事務所

- ・ 河川からの流入土砂が多く常に浚渫が必要な状況である。(年間約 60,000m³)
- ・ 田子の浦港の浚渫土砂はダイオキシン問題の経緯があり法律上、海洋投棄できないこととなっている。
- ・ 陸揚げ・中間処理が必要であるため、浚渫土砂をプラントで処理し、砂と砂利は養浜工事に利用。浚渫土砂の半分の量である脱水処理土の処分が難しい。
- ・ 令和3年から4年連続で埋塞災害が起こっており、災害による土砂の累計は110,000m³となっている。
- ・ ダイオキシンの土砂を除去する公害防止事業は、令和5年3月に完了し、それ以降は富士砂防の砂礫と混合して、近隣の公共工事への流用に取り組んでいる。
- ・ 今年度で2年目となり、沼津土木、富士土木、富士農林などの工事の中で使用して頂いているが、処理土量が大きいため、来年度分の使用については、まだ全然決まっていない状況。

○富士農林事務所（農地）

- ・ 富士市西船津の沈下した水田の現状復旧に土質や搬入時期の制限はあるが、数万 m³の土が必要となるため協力頂きたい。

○富士農林事務所（森林）

- ・ 治山事業の発生土は現場内で完結が基本であるが、林道工事は開削工事のため、1,000~2,000m³規模の発生土が出ることもあり、補強土壁などの設置により、現場外に発生土を出さないような検討している。

○富士市

- ・ 大規模に発生土が出る工事はないが、少量の発生土が出る工事が多くある。
- ・ 発生土の処理は、SSMの活用や民間の処理場への搬出により対応している。

○富士宮市

- ・ 富士宮市議会から残土処分場及びストックヤード確保の支援について等の提言があった。
- ・ まとまった土が出ることは少なく、SSMの利用も不定期になり、マッチングしづらい。
- ・ 現場まで運搬してくれるため、道路の盛土材として、富士砂防の土砂を利用している。

○静岡市

- ・ 年間 260,000m³の建設発生土が出ており、その内 40%は有効利用しているが、残りは最終処分している。
- ・ 市内に最終処分場が少なく、市外へ運んだり、SSMを活用したりしている。
- ・ 令和5年9月に市で建設発生土の処理に関する基本方針を定めた。
- ・ 建設発生土処理地の公募を行っており、現在までに事業者から相談が22件、事前相談が6件来ている。

【意見交換】

- 1 富士土木事務所管内の建設発生土の状況
- 2 意見交換

(1) 新材・土質改良土について

○技術調査課

- ・ 改良土の利用に関して、下水道の管巻材に標準で利用しているのか。

○富士市

- ・ 新材より値段も安いいため、ハイブリットサンド（リサイクル安定処理材）を利用している。

○富士宮市

- ・ 基本的に再生砂を使用することとなっているが、担当者の判断やその時の状況によりバージン材を使用することもある。

○砕石業協同組合

- ・ 原石から単粒砕石を作る際に発生する 40-0 等の余剰製品は、以前なら路床材等として出荷していたが、今は、RC 砕石の台頭でほとんど出なくなった。
- ・ 結果として、良質な 40-0 等の砕石を、自社の採石場内に処分している状況。

- ・ 将来的に採石場を、最終処分場等として利用する見込みであるが、40-0等の余剰製品を採石場内に処分しているため、処分場としてのスペースを減らしている。
- ・ 建設発生土の活用促進のため、質の悪い発生土にお金をかけて土質改良土として使う一方で、良質な40-0等の新材が売れないことが理解できない。
- ・ 土砂を改良する目的はどのようなところにあるか。

○技術調査課

- ・ 利用先が河川堤防か道路かなどで、購入と発生土の改良とで価格を比較する。土砂の改良は、目的物の強度など所定の必要とする性能が発揮できるように行う。

○砕石業協同組合

- ・ 土砂を改良しないと処分場に受け入れてもらえない話を聞くが、それとは別に利用するための改良があるということか。
- ・ 設計の段階で、処分のための改良と使用のための改良を判断しているのか。

○富士土木事務所

- ・ 沼川の河道掘削による発生土は、そのままと運搬が出来ない上、処分場に受け入れてもらえないため、工事の発注時から改良した上で処分する設計としている。
- ・ 処分のための改良に多額の費用が掛かってしまうので、養浜材に使用出来ないかを検討している。

○技術調査課

- ・ 材料の選定に関しては、土質改良の費用と新材の購入費を経済比較で決めていく。ただし、現場発生土を現場で使用することは大前提。
- ・ 最終処分場には色々な種類があり、県ではまず大規模事業を調査し、ここでの利用を検討していきたい。

○富士市

- ・ 市の発生土量が多い原因として、上下水道の維持工事をあらゆる所で恒常的に行っていることが考えられる。

(2) 最終処分場の受入れについて

○石井・ダイエー特定共同企業体

- ・ リサイクル事業、ストックヤード事業が大々的に進むと最終処分場の運営者としては非常に厳しい。
- ・ 受入れ価格の設定を安価としているが、入ってくる量が減ることによって価格を上げざるを得ない。
- ・ 受入れ土量は令和2年、3年がピークで年間120,000m³位、今年は年間60,000～70,000m³位である。
- ・ 少量残土の受け入れは、少し値段を上げて行っている。土壌分析調査は不要であるが、地歴と場所の特定をお願いしている。少量残土を細かく集めて1,000m³に達した時点で土壌分析調査を実施している。

○技術調査課

- ・ 第1種、第2種などそのまま利用できる土砂は、最終処分するのはもったいないので、ストックヤードに入れて有効利用した方が良くと考えており、土量としてはそんなに大きくない。また、最終処分場にとっても延命するために必要な措置であると考えている。

○三和興産

- ・ 少量残土の受入れは行っている。発生土は年間30,000～40,000m³位の受入れを行っているが、ストックヤードやリサイクルの話で搬入量が半分になれば、単純に受入れ価格は2倍になる。
- ・ コンクリート殻の受入れを行ってRC砕石を製造しているが、RC砕石が出荷されない状況が続いている。
- ・ RC砕石の保管量が上限になると、コンクリート殻の受入れを停止せざるを得なくなり、公共の解体工事の受入れが難しくなるという負の連鎖となっている。

○技術調査課

- ・ RC砕石の問題はどこの地域でも話が出ており、全体の問題と捉えて検討していく。

(3) 建設発生土について

○富士建設業協会

- ・ スtockヤードが富士市、富士宮市に整備されていない。
- ・ 静岡市から残土処分場への受け入れが多く、地元業者の受け入れが制限されている。
- ・ 民間工事にて、規制の制限で仮置きが困難な場合があり、使えるはずの土を捨てている。
- ・ 河川築堤堤防を広げたり、嵩上げしたりすれば、発生土をそのまま利用できるのでは。
- ・ 民間工事では再利用に関して金額的に反映されにくく促進が難しい。
- ・ 建設発生土を取り巻く環境は、現状ではあまり変化が見られていないのでは。
- ・ SSM で、民間と公共の連携が難しい。
- ・ 施工ヤード費用の問題で現地の改良土砂を有効利用できない。発注時に、入札条件等で、利用促進する方がいいのでは。
- ・ 田子の浦の浚渫土砂を利用し朝霧高原等の圃場整備等を推進すればいいのでは。
- ・ 川根本町で町営の残土処分場を整備しているが、富士市、富士宮市では同様の事業をする予定はあるのか。
- ・ スtockヤードを整備しておくことで、災害ごみのStock場所としても活用できる。

○技術調査課

- ・ 仮置きの規制について、条例の内容が決まり次第、情報共有する。
- ・ 建設発生土を取り巻く環境の変化については、長期的な視点が必要。
- ・ SSM の官民の連携は、財産規則の問題があり、手続きが必要となる。

○富士市

- ・ スtockヤードは具体的な検討はしていない。災害ごみの話でもあるが、広域的な形のものが必要と考える。

○富士宮市

- ・ 自然保護の観点から大規模な残土処分場は設置したくない。ただ、市でも残土処分場の必要性は考えているので、民間のご協力も得ながら検討していきたい。

○富士農林事務所（農地）

- ・ 県営事業を実施する立場であるため、民間が行う農地整備等を指導する立場にはない。

○技術調査課

- ・ 農地は盛土規制法でしか対象ができないため、規制法については情報共有する。

○砕石業協同組合

- ・ 県のSSMは、土が出る工事と土が欲しい工事とのマッチングを図る情報交換の場だが、田子の浦港の浚渫土と富士山砂礫土を混合する盛土材製造ヤードも、土が出る工事として登録されている。純粹な建設工事ではない、このような土質改良プラントもSSMに登録できるのならば、民間事業者の土質改良プラントも、マッチングが図られるように土が出る工事としてSSMに登録できればいいと思う。

○技術調査課

- ・ 改良プラント等もシステムに載せている。
- ・ 土質も自由記載可能である。

○富士土木事務所

- ・ 静岡県のリサイクルの原則化ルールについて、処分場（有効利用）の位置付けが不明瞭であるため改善が必要。

○技術調査課

- ・ 根本的に見直しが必要。「みらいの県土研究会」で共有する。

第1回みらいの県土研究会地域部会

日時 令和6年12月16日(月)14時～
場所 富士総合庁舎2階 201会議室

次 第

1 開 会

○会の主旨説明【資料1】

2 情報共有

(1) 静岡県における建設発生土リサイクルへの取組【資料2】(技術調査課)

(2) 建設発生土の適正処理に向けて【資料3】(技術調査課)

(3) 関係団体、各事業者の業務紹介

(4) 県機関・市町の主要事業の紹介

3 意見交換

(1) 富士土木管内の建設発生土の状況【資料4】(技術調査課)

(2) 意見交換

(3) まとめ

4 今後の予定(技術調査課)・閉会

(別紙)

みらいの県土研究会 地域部会 出席者名簿

日時： 令和6年12月16日(月) 14時～

場所： 富士総合庁舎2階 201会議室

地域名：富士

機 関 名	所 属 名	職 名	氏 名	備 考
【静岡県（土木）】				
富士土木事務所	企画検査課	班長	夏目 貴英	
〃	〃	主査	山本 慶	
【静岡県（港湾）】				
田子の浦港管理事務所	整備課	主査	山田 能弘	
【静岡県（農林）】				
富士農林事務所	農村計画課	班長	上都 智兄	農地
〃	森林整備課	主任	林 晃大	森林
【市町】				
富士市	建設部	技監	中野 毅張	
〃	道路整備課	主幹	飯塚 祐一郎	
富士宮市	管理課	係長	太田 雅和	
〃	道路課	係長	石原 勇季	
〃	工事検査課	主任主査	伊藤 裕香	
静岡市	技術政策課	係長	柳生 太一郎	
〃	〃	主査	佐野 陽介	
【県建設業協会】				
(一社) 富士建設業協会		理事	臼井 光之	(株) 井出組
【県砕石業協同組合】				
静岡工業(株) 南部工場		工場次長	野毛 忠明	
(株) 後藤		代表取締役	後藤 真典	
静岡県砕石業協同組合		専務理事	桑原 裕明	組合事務局
【リサイクル事業者】				
三和興産(株)		代表取締役	森本 剛志	(兼) 処分場事業者
〃		マネージャー	鈴木 玲佳	〃
【処分場事業者】				
石井・ダイエー特定共同企業体 (株) 石井組		専務取締役	大芝 次郎	
〃		課長	渡辺 尚也	
石井・ダイエー特定共同企業体 ダイエー工業(株)		専務取締役	鈴木 史昭	
【技術調査課】				
県交通基盤部	技術調査課	班長	牧野 忠広	
〃	〃	主幹兼総括主査	稲毛 純一	
〃	〃	主任	木村 昌嗣	
〃	〃	技師	田中 杜	